平成２２年（フ）第１７２号
茨城県日立市田尻町１丁目２番32―301号
債務者　高橋　和江
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１７６号
茨城県日立市千石町３丁目11番21―205号
債務者　濱田　　毅
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１７７号
茨城県日立市平和町１丁目18番２―302号
債務者　日高美代子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第４４７号
石川県かほく市横山チ98番地７、従前の住所
東京都目黒区上目黒３丁目14番27号
債務者　梶谷　優子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４４９号
金沢市円光寺２丁目13番15号
債務者　浅井　　徹
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４５０号
金沢市円光寺２丁目13番15号
債務者　浅井富美代
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４５６号
石川県河北郡内灘町字大清台38番地　ハッピーハウス・103号、従前の住所金沢市三ツ屋町ロ33番地１
債務者　角田　里美
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４７５号
金沢市松村ヌ12、住民票上の住所金沢市玉鉾５丁目82番地、従前の住所金沢市駅西本町６丁目15―18
債務者　古島　　實
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５７号
福井県敦賀市樫曲158号１番地の９　深山寺
債務者　中道　博美
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第２０２号
岐阜県羽島市竹鼻町飯柄422番地４
債務者　藤田　郁子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５１０号
岐阜市北山３丁目13番１―405号　シャルム北山
債務者　辻　　明見
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５７８号
岐阜県羽島市正木町大浦新田３丁目51番地
債務者　炭竈登茂美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６０５号
岐阜市向加野２丁目31番40号
債務者　柴田　由美
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６０８号
岐阜市今嶺１丁目６番３号　堀内荘６号室
債務者　藤原　宗幸
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６１０号
岐阜県本巣市長屋366番地３
債務者　長屋　美保
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６８２号
愛知県安城市安城町亀山下11番地１　グローリアス安城南502
債務者　中村　昌夫
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７０６号
愛知県岡崎市上和田町字城前５番地　ラ・フォーレ城南410
債務者　ラブピースこと　辻　　佳子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係